

令和3年8月26日
事務連絡

後継牛バンク推進対策事業 事業責任者 様

後継牛バンク推進対策事業における財産処分の
事務手続き等について【重要】

独立行政法人農畜産業振興機構
酪農乳業部 酪農振興課
一般社団法人家畜改良事業団
情報分析センター

令和元年度～3年度に本事業に参加をしていただきありがとうございます。

本事業では、農畜産業振興機構が定める酪農経営支援総合対策事業実施要綱の別添5地域の生産体制強化事業第8及び家畜改良事業団が定める酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）実施要領第7で、本事業で導入した乳用種初妊牛の取扱い（財産処分の事務手続き）を定めています。

本事業は、今年度で3年目になりますが、この財産処分の事務手続きがなされていない事例が散見されます。

今般、この財産処分の事務手続き等を改めてご連絡しますので、この事務連絡に従って、本事業の適正執行に努めてください。

1 財産処分の事務手続きが必要となるケース

導入した乳用種初妊牛（以下、「補助対象牛」という。）が財産処分制限期間（生産者集団等が導入してから4年間）中に以下に該当する事象が生じた場合は、必ず、家畜改良事業団を通じて財産処分の事務手続きが必要です。

- (1) 死亡した場合
- (2) 廃用等により処分（と畜等）した場合
- (3) 売却した場合

2 財産処分の具体的な事務手続きの流れ

(1) 補助対象牛の代替牛を導入して、補助条件を承継させる場合

補助対象牛と同等以上の能力を有する代替とする牛（以下、「代替牛」という。）を確保し、代替牛へ補助条件を承継させる場合は、以下のとおり事務手続きを行ってください。なお、この場合、補助金相当額の返還は不要です。

- ①別紙1 財産処分承認申請書（代替牛を導入する場合用）により家畜改良事業団に提出
- ②家畜改良事業団から財産処分の承認の通知
- ③生産者集団等で代替牛の確保・導入及び補助対象牛の財産処分
- ④別紙2により代替牛の導入が完了した旨を家畜改良事業団へ報告

※補助対象牛の死亡や緊急と畜等により、やむを得ず事前に財産処分承認申請書を提出し、その承認を得ることができない場合、事後速やかに提出して頂くこととなります。その際の手続き方法については、別紙1の財産処分承認申請書の提出前にあらかじめ家畜改良事業団にご相談ください。

(2) 補助対象牛の代替牛を導入しない場合

代替牛を導入しない場合は、以下のとおり事務手続きを行ってください。なお、この場合、補助対象牛の財産処分があった日の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額（以下「返還金」という。）を家畜改良事業団を通じて機構へ返還していただきます。

- ①別紙3 財産処分承認申請書（代替牛を導入しない場合用）により家畜改良事業団に提出
- ②家畜改良事業団から財産処分の承認の通知及び返還金額の通知
- ③返還金を家畜改良事業団に納付

※（1）、（2）のいずれの場合も、財産処分の事務手続きが必要となるケース（1に該当する場合）が発生した場合には、速やかに家畜改良事業団までご相談ください。

3 代替牛の要件

代替牛は、補助対象牛と同等の牛とし、具体的な要件は以下のとおりです。

(1) 補助対象牛が財産処分した際の月齢と同月齢又は若齢であること。

- (2) 生産者集団等が所在する都道府県の区域外から導入（※注）すること。
- (3) 生産者集団等が所有権を有すること。
- (4) 代替牛導入の際に他の補助事業等の補助を受けていないこと。

※注：ただし、補助対象牛が事業実施要綱別添5の第3の2の（3）のイのただし書きに基づき都道府県知事の推薦を受け、機構理事長の承認を受けている場合は、同一都道府県の実産者集団等が所在する総合農協以外の地域外からの導入も可とします。その場合、あらかじめ家畜改良事業団までご相談ください。

4 乳用種雌子牛の供出に係る留意事項

(1) 供出された乳用種雌子牛の確認

事業実施要領第2の4の（3）のウに基づき供出された乳用種雌子牛の確認は「トレサデータ」及び「血統登録証明書」にて行います。必ず、「血統登録証明書」の所有者名が生産者集団等名に移動（所有権が生産者集団等に移転していること）されていることをご確認ください。

(2) 補助対象牛から乳用種雌子牛を供出できない場合

事業実施要領第2の5のただし書きの規定に基づき、やむを得ない理由により、補助対象牛から生産される乳用種雌子牛を当初の導入日から48か月以内に供出できない場合は、当該補助対象牛を飼養管理する酪農家の所有する牛群から乳用種雌子牛を供出する必要があります。

その場合は、補助対象牛から生産される乳用種雌子牛を供出することができないやむを得ない理由を整理し、管理台帳の備考欄にその理由を記載してください。「やむを得ない理由」とは、補助対象牛の導入から一定程度の期間が経過したが、依然と乳用種初任牛が出生せず、かつ、補助対象牛の代替牛をする時間的な猶予が無い場合です。したがって、この「酪農家の所有する牛群からの乳用種雌子牛の供出」は、後順位の対応になります。

別紙1 財産処分承認申請書（補助条件を承継する牛を導入する場合）

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人家畜改良事業団
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）補助金により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱い1の（1）の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

〇〇による不妊のため

（2）今後の利用方法（処分区分：目的外使用 補助事業の継続）

個体識別番号 00000-0000-0 を代替牛として導入し、補助条件を承継する。

今後代替牛を導入し、補助条件を承継する。※

導入後は個体識別番号等を別途報告する。※

（※代替牛の個体識別番号が未定の場合に記入。

この別途報告の場合の様式は、別紙2を参照。）

2 処分の対象財産

（1）生産者集団等名：〇〇県酪農業協同組合

（2）財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

- ア 財産の名称：乳用種雌牛
イ 補助事業名：令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）
ウ 所在： 県 市
エ 型式：－
オ 数量：1頭

(3) 事業費、補助金額、補助率

導入経費（円）	補助金額（円）	補助率

注：補助率は、小数第2位を四捨五入

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

個体識別番号	耐用年数（処分制限期間）	経過年数

注：経過年数は、○年○月と記入し、当月の過半日数となる場合は、1か月として算出した。

3 処分予定年月日

この申請書が、処分の事後となる場合は、「予定」の文字を削除すること。

4 その他参考資料

- (1) 獣医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書）等の写し
- (2) 乳用種初妊牛の台帳の写し
- (3) 処分を行う牛の導入時の購入伝票の写し
- (4) 代替牛の詳細が分かる資料（購入伝票、血統証明等）

別紙2 財産処分に関する代替牛の導入についての報告書

事務連絡
年 月 日

一般社団法人家畜改良事業団
情報分析センター 御中

住 所
団 体 名
担当者の所属、氏名

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）補助金により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、令和 年 月 日付け 号にて財産処分承認申請した後継牛は下記のとおりですので報告いたします。

記

- 1 代替牛の個体識別番号
- 2 代替牛に係る資料
 - (1) 購買請求書、購買通知明細書等
(注；当該代替牛の購入先（都道府県）及び当該代替牛の月齢がわかるもの)
 - (2) 乳用種初任牛管理台帳（当該代替牛を導入した後のもの）
 - (3) 血統登録証明書（注：当該代替牛の所有権が移動していることが確認できるもの）

別紙3 財産処分承認申請書（補助条件を承継する牛を導入しない場合）

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人家畜改良事業団
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）補助金により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、畜産振興事業により取得した財産の処分の取扱い1の（1）の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

〇〇による不妊のため

（2）今後の利用方法（処分区分：目的外使用 補助事業の中止）

廃用とするため、今後の利用はない

2 処分の対象財産

（1）生産者集団等名：〇〇県酪農業協同組合

（2）財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

ア 財産の名称：乳用種雌牛

イ 補助事業名：令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）

ウ 所在 : 県 市
エ 型式 : -
オ 数量 : 1頭

(3) 事業費、補助金額、補助率

導入経費 (円)	補助金額 (円)	補助率

注：補助率は、小数第2位を四捨五入

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

個体識別番号	耐用年数（処分制限期間）	経過年数

注：経過年数は、○年○月と記入し、当月の過半日数となる場合は、1か月として算出した。

3 処分予定年月日

この申請書が、処分の事後となる場合は、「予定」の文字を削除すること。

4 その他参考資料

- (1) 獣医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書）等の写し
- (2) 乳用種初妊牛の台帳の写し
- (3) 処分を行う牛の導入時の購入伝票の写し
- (4) 残存簿価の分かる資料
- (5) 時価評価額の分かる資料